

## 第 4 章

# データからみる市税



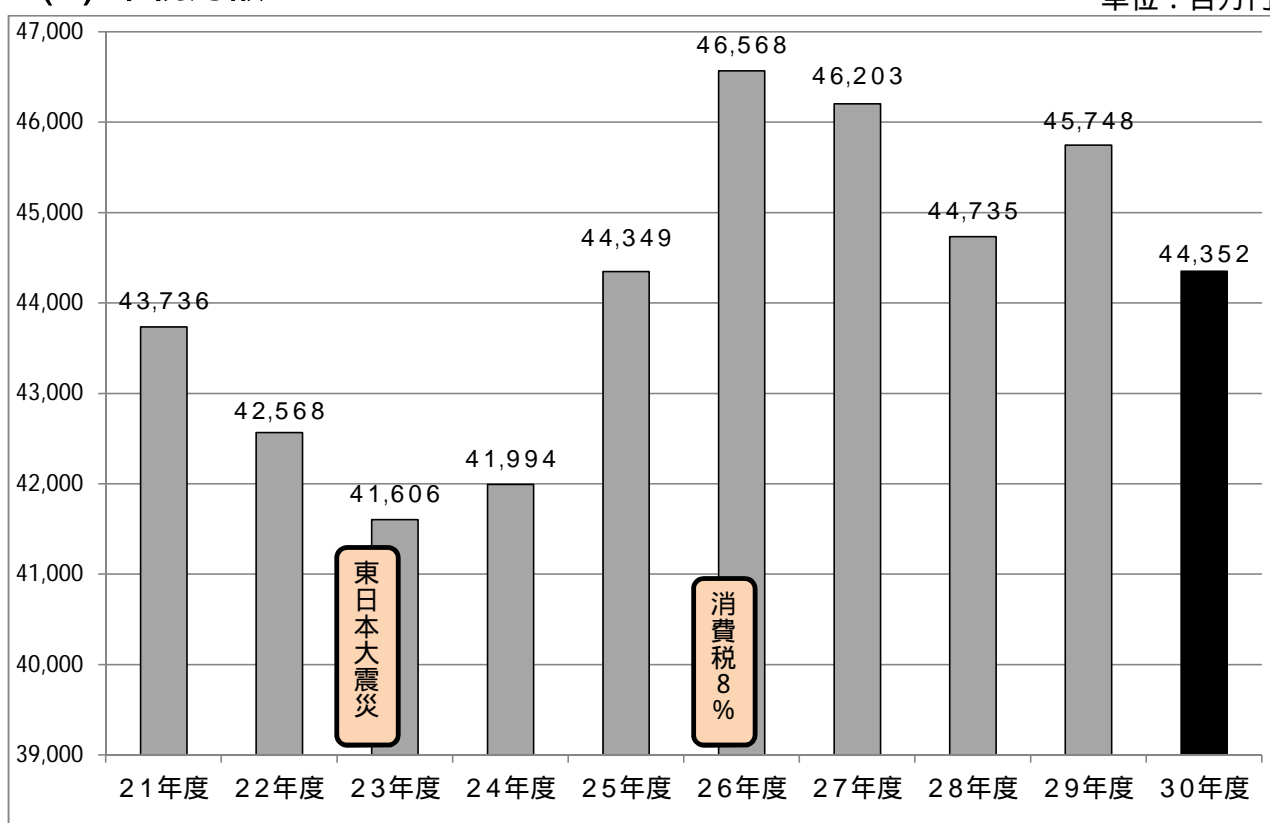
# 1 10年間の状況

市税は、この10年間において、経済状況や税制改正等により変動しています。10年間の平均は約440億円で、平成21年度以降は、2、3年毎に増加傾向と減少傾向を繰り返していますが、平成30年度は、法人市民税の減収により2年ぶりに前年度との比較で減となりました。

各税の状況では、市民税（個人）が最も多く、以下、固定資産税、市民税（法人）、都市計画税、市たばこ税、軽自動車税の順となっていますが、平成30年度は、都市計画税が市民税（法人）を上回りました。

## (1) 市税総額

単位：百万円

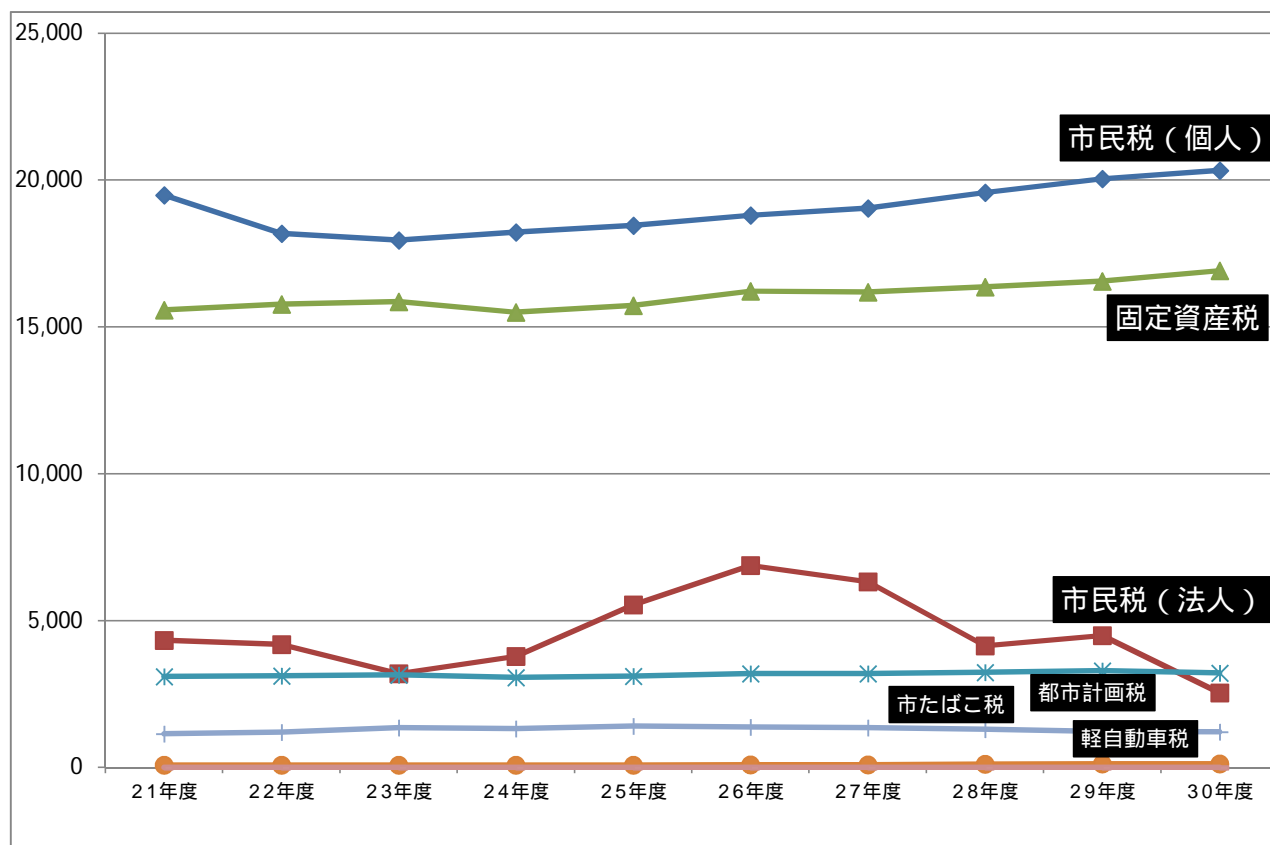


単位：百万円，%

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
決算額	43,736	42,568	41,606	41,994	44,349	46,568	46,203	44,735	45,748	44,352
増減額	357	1,168	962	388	2,355	2,218	364	1,469	1,013	1,395
増減率	0.8	2.7	2.3	0.9	5.6	5.0	0.8	3.2	2.3	3.1

## 各税の推移

単位：百万円



単位：百万円

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
市民税(個人)	19,496	18,187	17,957	18,226	18,458	18,806	19,047	19,576	20,043	20,333
市民税(法人)	4,327	4,191	3,193	3,785	5,542	6,877	6,327	4,142	4,499	2,541
固定資産税	15,581	15,778	15,857	15,504	15,735	16,223	16,187	16,361	16,562	16,918
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-
都市計画税	3,096	3,125	3,151	3,071	3,112	3,198	3,199	3,244	3,294	3,221
軽自動車税	83	83	85	86	86	88	91	116	119	123
市たばこ税	1,150	1,201	1,361	1,320	1,415	1,375	1,353	1,296	1,230	1,216
入湯税	4	3	2	2	2	0	0	0	0	0



## (2) 所得課税と資産課税

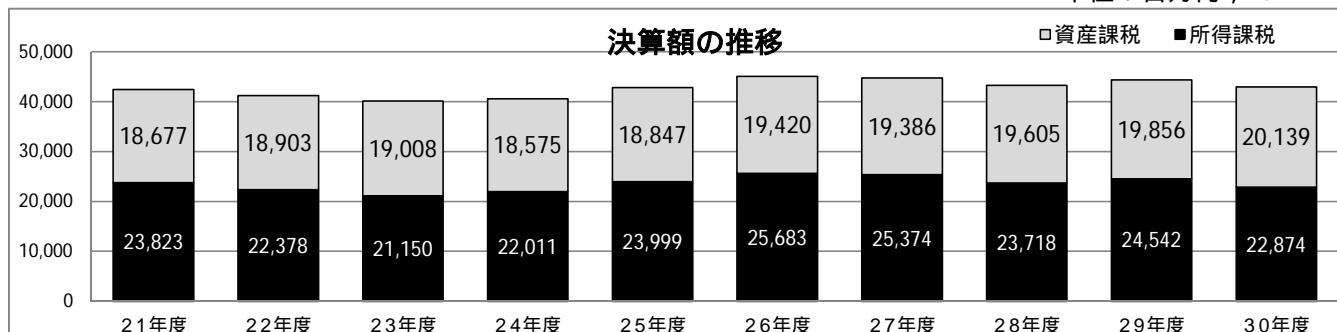
市税を大別すると、収入や所得を課税対象とする「所得課税」と、土地、家屋等を課税対象とする「資産課税」に区分することができます。

10年間の市税全体に占める割合は、所得課税分が50%台、資産課税分が40%台で推移し、所得課税・資産課税分を合わせると全体の97%程度を占めています。

単位：百万円，%

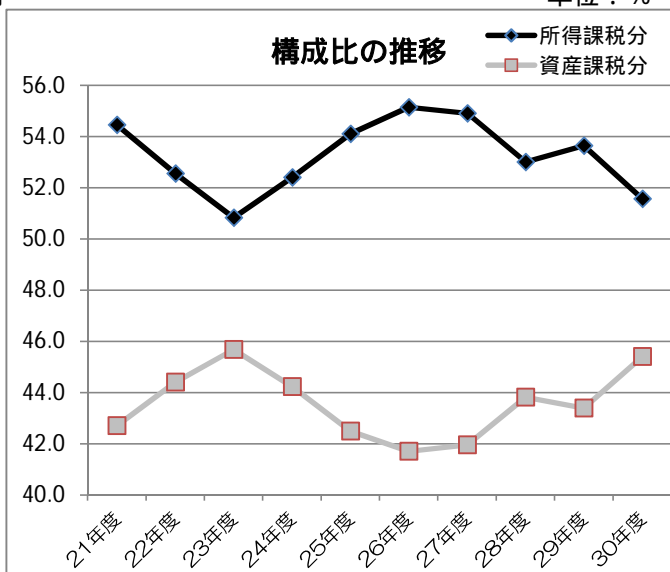
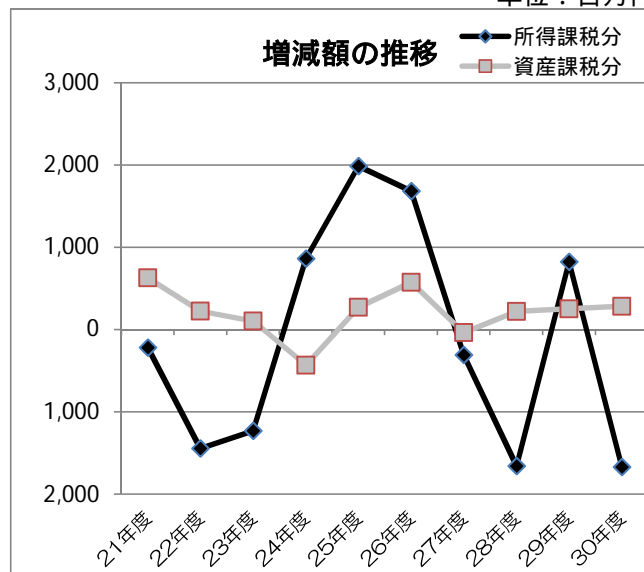
項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
「市税」合計額	43,736	42,568	41,606	41,994	44,349	46,568	46,203	44,735	45,748	44,352
所得課税分と資産課税分の合計額	42,500	41,281	40,158	40,586	42,846	45,104	44,759	43,323	44,398	43,013
構成比	97.2	97.0	96.5	96.6	96.6	96.9	96.9	96.8	97.1	97.0
増減額	42,500	1,219	1,124	429	2,260	2,258	344	1,436	1,075	1,385
増減率	1.0	2.9	2.7	1.1	5.6	5.3	0.8	3.2	2.5	3.1
<b>所得課税分</b> (個人市民税・法人市民税)	<b>23,823</b>	<b>22,378</b>	<b>21,150</b>	<b>22,011</b>	<b>23,999</b>	<b>25,683</b>	<b>25,374</b>	<b>23,718</b>	<b>24,542</b>	<b>22,874</b>
構成比	54.5	52.6	50.8	52.4	54.1	55.2	54.9	53.0	53.6	51.6
増減額	220	1,445	1,228	861	1,989	1,684	310	1,656	825	1,668
増減率	0.9	6.1	5.5	4.1	9.0	7.0	1.2	6.5	3.5	6.8
<b>資産課税額分</b> (固定資産税・都市計画税)	<b>18,677</b>	<b>18,903</b>	<b>19,008</b>	<b>18,575</b>	<b>18,847</b>	<b>19,420</b>	<b>19,386</b>	<b>19,605</b>	<b>19,856</b>	<b>20,139</b>
構成比	42.7	44.4	45.7	44.2	42.5	41.7	42.0	43.8	43.4	45.4
増減額	631	226	105	432	271	574	35	220	251	283
増減率	3.5	1.2	0.6	2.3	1.5	3.0	0.2	1.1	1.3	1.4
その他分(市たばこ税等)	1,236	1,287	1,448	1,408	1,503	1,464	1,443	1,412	1,349	1,339
構成比	2.8	3.0	3.5	3.4	3.4	3.1	3.1	3.2	2.9	3.0
増減額	54	51	161	40	95	39	21	31	62	10
増減率	4.2	4.1	12.5	2.8	6.7	2.6	1.4	2.2	4.4	0.8

単位：百万円，%



単位：百万円

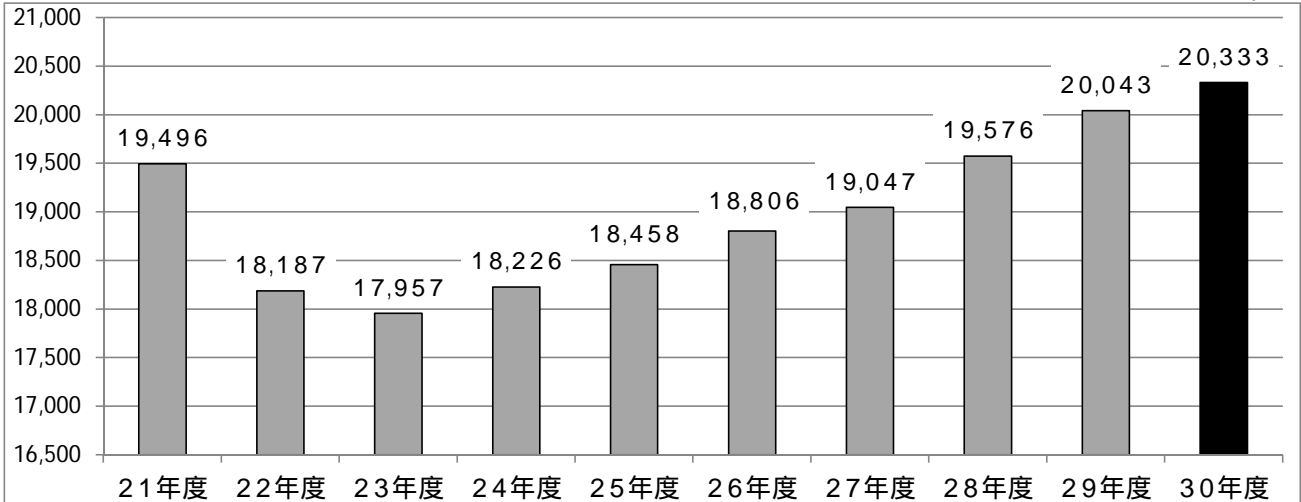
単位：%



### (3) 市民税（個人）

市民税（個人）は、経済状況、税制改正、人口等により変動しています。  
 平成23年度までは経済状況の変化等により、減少局面が続いていましたが、平成24年度以降、扶養控除の見直し等の税制改正や景気の回復、納税義務者の増加等により、増加傾向となっており、平成30年度は過去最高の決算額となっています。

単位：百万円，%

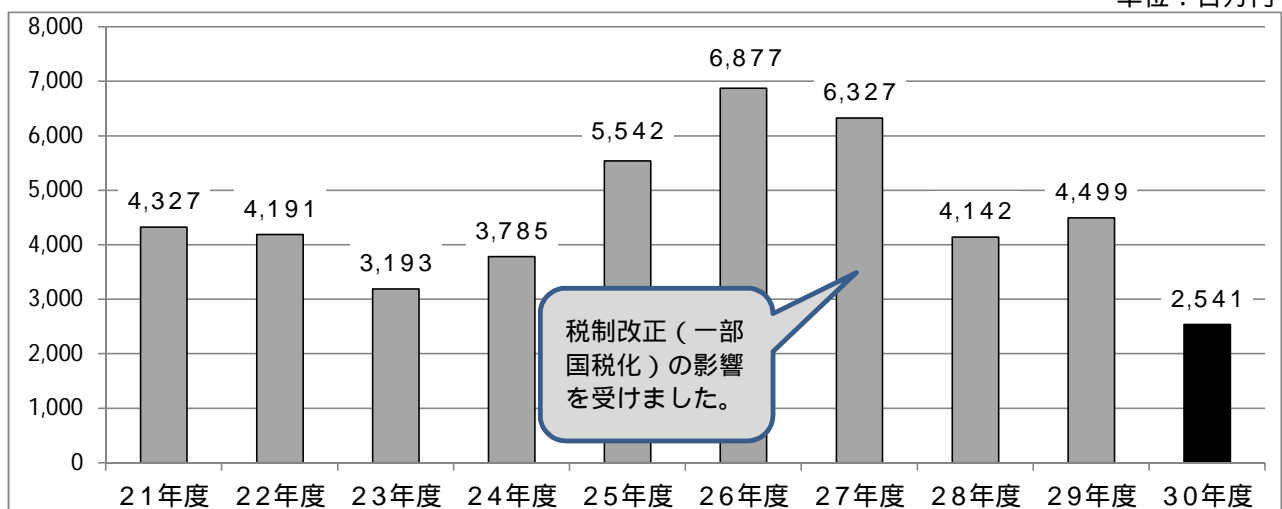


年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
決算額	19,496	18,187	17,957	18,226	18,458	18,806	19,047	19,576	20,043	20,333
増減額	331	1,309	230	269	232	348	241	529	467	290
増減率	1.7	6.7	1.3	1.5	1.3	1.9	1.3	2.8	2.4	1.4

### (4) 市民税（法人）

市民税（法人）は、経済状況の影響を受けるため、年度間の増減率も大きくなります。  
 平成21、22年度は、概ね40億円台で推移しましたが、法人の収益減少により平成23年度は大きく減少、その後、企業の業績回復により、平成26年度には過去最高の68億円余となりました。以降、税制改正の影響などにより減少傾向にあり、平成30年度は一部法人の事業年度変更に伴う納付時期変更等により大幅な減収となっています。

単位：百万円

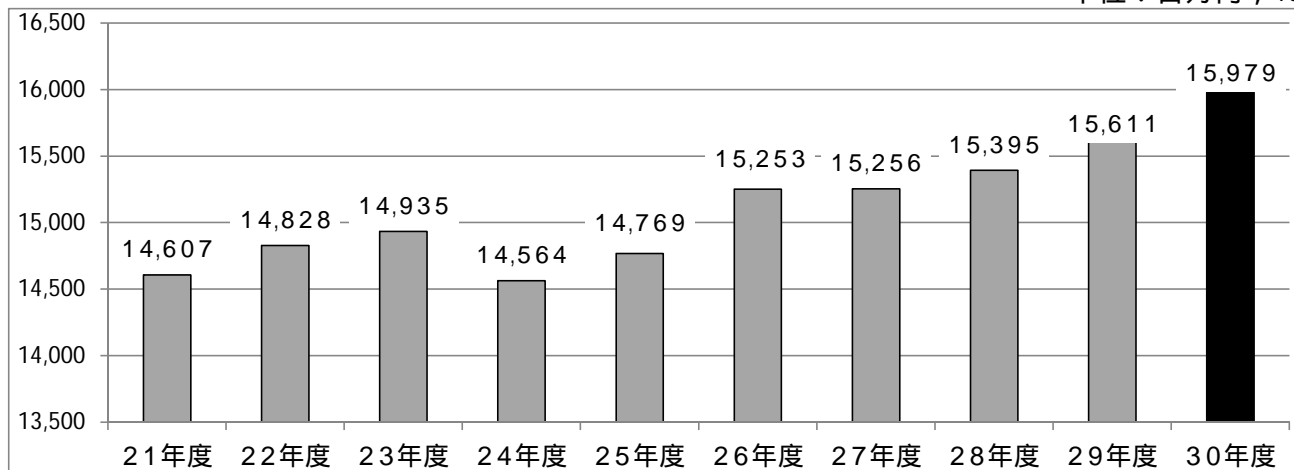


年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
決算額	4,327	4,191	3,193	3,785	5,542	6,877	6,327	4,142	4,499	2,541
増減額	111	136	998	592	1,757	1,336	550	2,185	357	1,958
増減率	2.6	3.1	23.8	18.5	46.4	24.1	8.0	34.5	8.6	43.5

## (5) 固定資産税（国有資産等交付金を除く）

固定資産税は、3年に一度の評価替えや税制改正等により変動があります。この10年間では、21年度、24年度、27年度、30年度に評価替えを実施しています。そのため、評価替えの実施年度（基準年度）以降の3年間を単位として変動の傾向を見ることができます。基準年度の翌年度、翌々年度の収入額については、家屋の新增築分の増や税制改正により増加していますが、各年度における変動幅は少ないという特徴があります。

単位：百万円，%

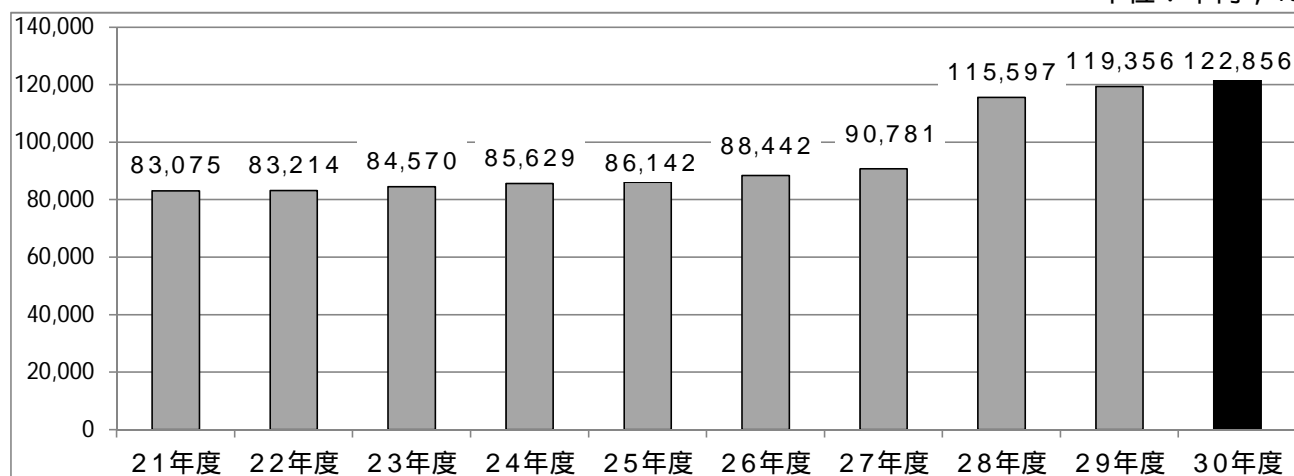


年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
決算額	14,607	14,828	14,935	14,564	14,769	15,253	15,256	15,395	15,611	15,979
増減額	529	221	107	371	205	484	3	139	217	368
増減率	3.8	1.5	0.7	2.5	1.4	3.3	0.0	0.9	1.4	2.4

## (6) 軽自動車税

軽自動車税は、緩やかな増加傾向にあります。登録台数は50cc以下の原動機付自転車が大きく減少し、総登録台数も減少傾向にありますが、軽自動車のうち家用四輪乗用車が増えていることが収入額の増加の要因となっています。平成28年度以降は、平成26年度税制改正による税率引き上げの適用を受ける四輪軽自動車が増加していることが主な増要因となっています。

単位：千円，%

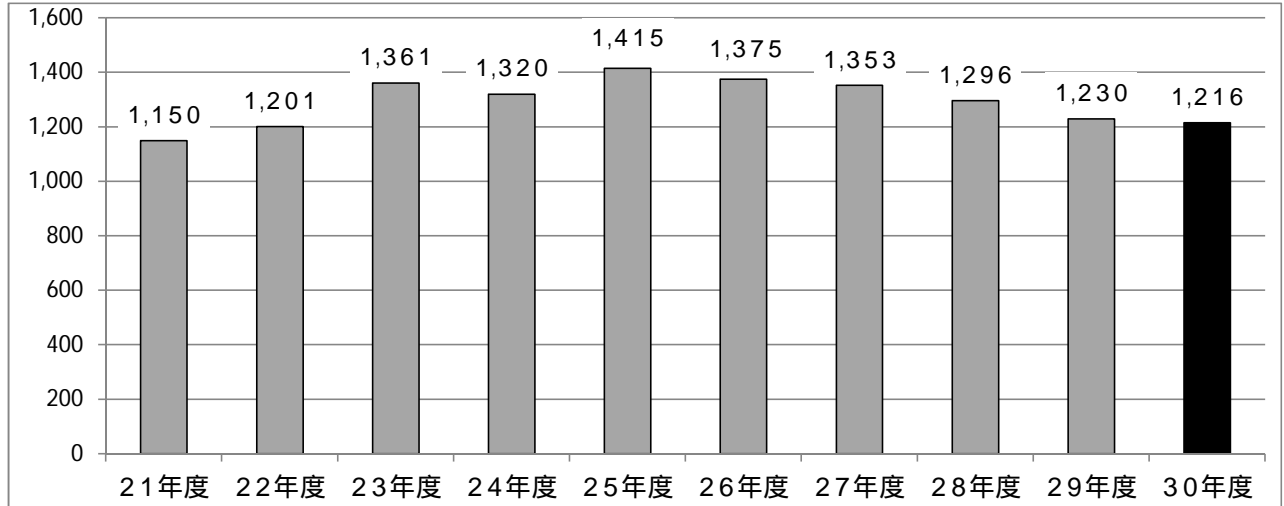


年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
決算額	83,075	83,214	84,570	85,629	86,142	88,442	90,781	115,597	119,356	122,856
増減額	1,570	139	1,356	1,059	513	2,300	2,339	24,816	3,760	3,500
増減率	1.9	0.2	1.6	1.3	0.6	2.7	2.6	27.3	3.3	2.9

## (7) 市たばこ税

市たばこ税は、税制改正等により増減はありますが、年度平均12億円で推移しています。この10年間では、平成22年度に約40%増、25年度に約14%増の税率改定が実施され、28年度からは旧3級品の特例税率廃止に伴う段階的な税率改定（令和元年度まで）が、平成30年10月からは旧3級品以外の紙巻きたばこについても税率改定（令和3年10月まで）が行われています。税率改定と喫煙率の動向による売上本数への影響が、各年度の変動要因となっています。

単位：百万円，%

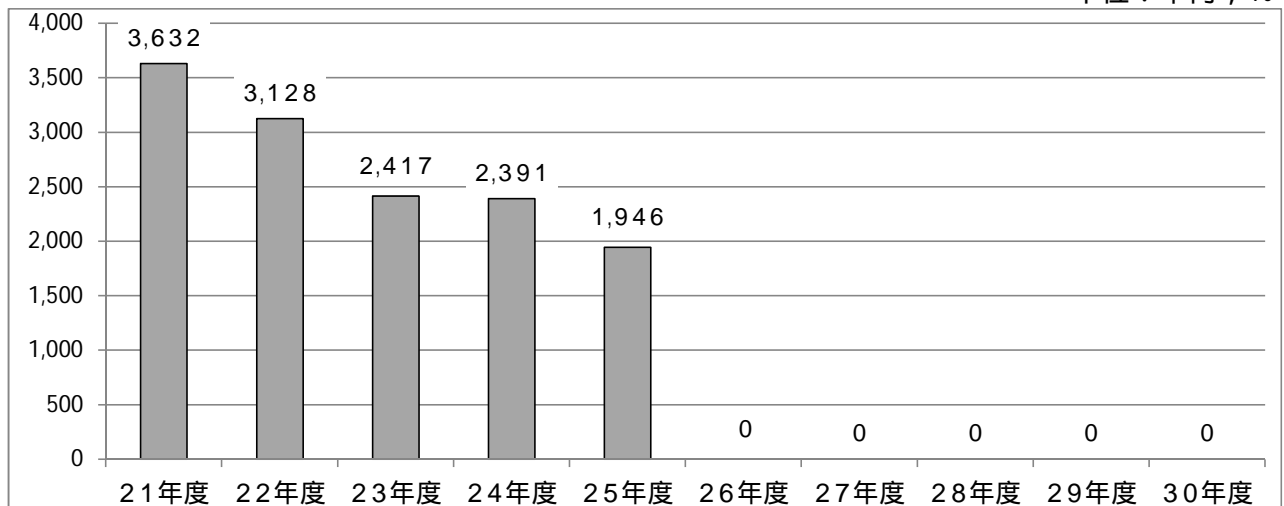


年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
決算額	1,150	1,201	1,361	1,320	1,415	1,375	1,353	1,296	1,230	1,216
増減額	51	51	160	41	95	40	22	57	66	14
増減率	4.2	4.4	13.3	3.0	7.2	2.8	1.6	4.2	5.1	1.1

## (8) 入湯税

入湯税は、平成19年度以降、減少傾向となり、課税対象施設が存在しなくなったため、平成26年度以降、収入額はゼロとなりました。

単位：千円，%

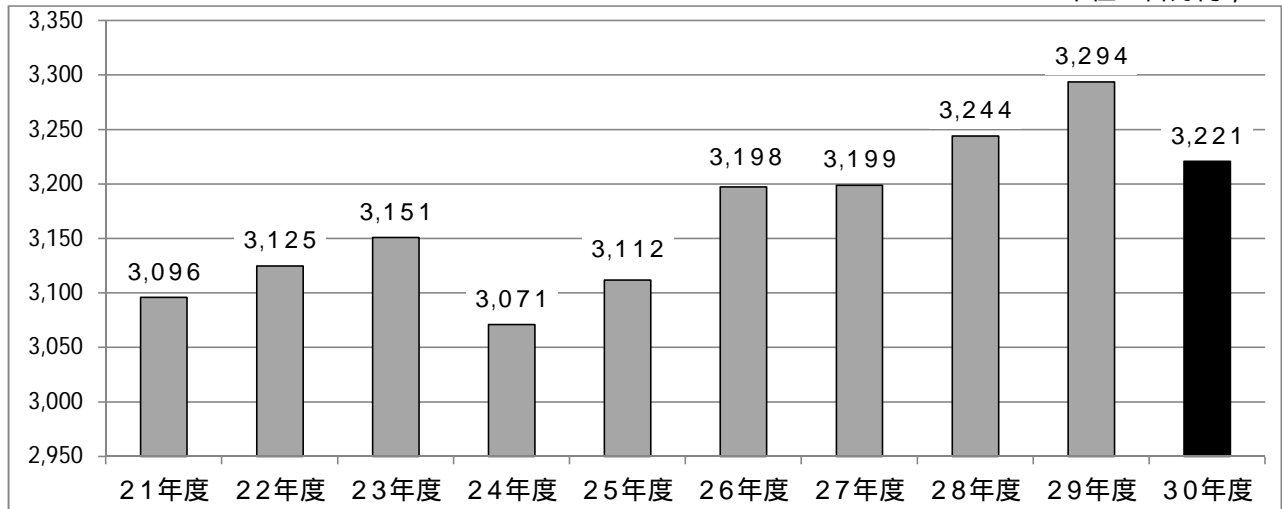


年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
決算額	3,632	3,128	2,417	2,391	1,946	0	0	0	0	0
増減額	3,533	504	711	26	445	1,946	0	0	0	0
増減率	49.3	13.9	22.7	1.1	18.6	100.0	-	-	-	-

## (9) 都市計画税

都市計画税は、固定資産税の課税対象のうち土地及び家屋に課税します。  
 平成29年度まで0.25%だった特例税率を、平成30年度から0.24%に変更したため、平成30年度は前年に比べ減少しています。

単位：百万円，%



年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
決算額	3,096	3,125	3,151	3,071	3,112	3,198	3,199	3,244	3,294	3,221
増減額	83	29	26	80	41	86	2	45	50	73
増減率	2.8	0.9	0.8	2.5	1.3	2.7	0.0	1.4	1.5	2.2





## 2 課税状況調べ等



課税状況調べでは、全国自治体を対象に、7月1日を調査基準日として調査が実施されています。その調査結果や市で保有する課税データを基に、基幹的な税である市民税（個人及び法人）の内容を詳しく見ることができます。

### (1) 市民税（個人）

#### ア．所得区分別の納税義務者の状況

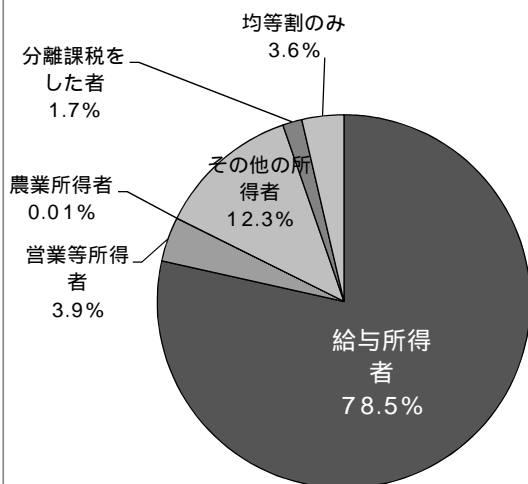
市民税（個人）の所得区分別の納税義務者数については、78.5%は給与所得者で、総所得金額及び所得割額についても約8割が給与所得者の構成となっています。次いで、その他の所得における納税義務者が12.3%を占めています。

所得に対する税

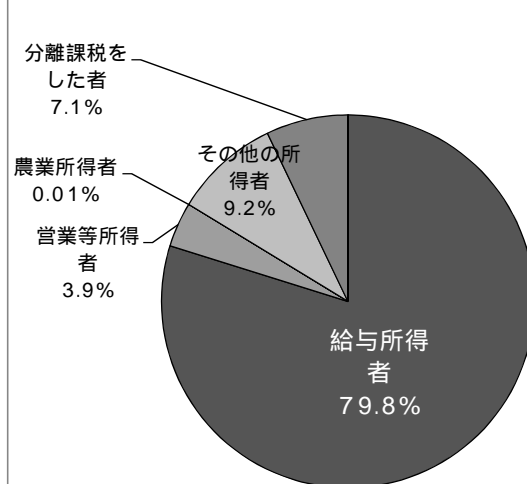
単位：人・%・千円

項目	納税義務者	構成比	総所得金額等	構成比	所得割額		備考
						構成比	
<b>合計</b>	<b>125,265</b>		<b>472,030,577</b>		<b>19,642,743</b>		
給与所得者	98,318	78.5	392,434,108	83.1	15,679,438	79.8	給与を主たる収入とする納税義務者
営業等所得者	4,843	3.9	18,589,216	3.9	762,927	3.9	事業等所得が最も大きい納税義務者
農業所得者	11	0.01	43,842	0.01	1,988	0.01	農業所得が最も大きい納税義務者
その他の所得者	15,450	12.3	46,515,021	9.9	1,802,422	9.2	年金、雑所得（講演等の報酬など）等が最も大きい納税義務者
分離課税をした者	2,111	1.7	14,448,390	3.1	1,395,968	7.1	土地・家屋、株式等の売却等により、分離課税による申告が必要となった納税義務者
均等割のみ	4,532	3.6	-	-	-	-	所得割が発生しない範囲で収入があり、均等割のみ納税義務が生じた者

#### 「納税義務者」の構成比



#### 「所得割額」の構成比



## イ. 課税標準額段階別の納税義務者の状況

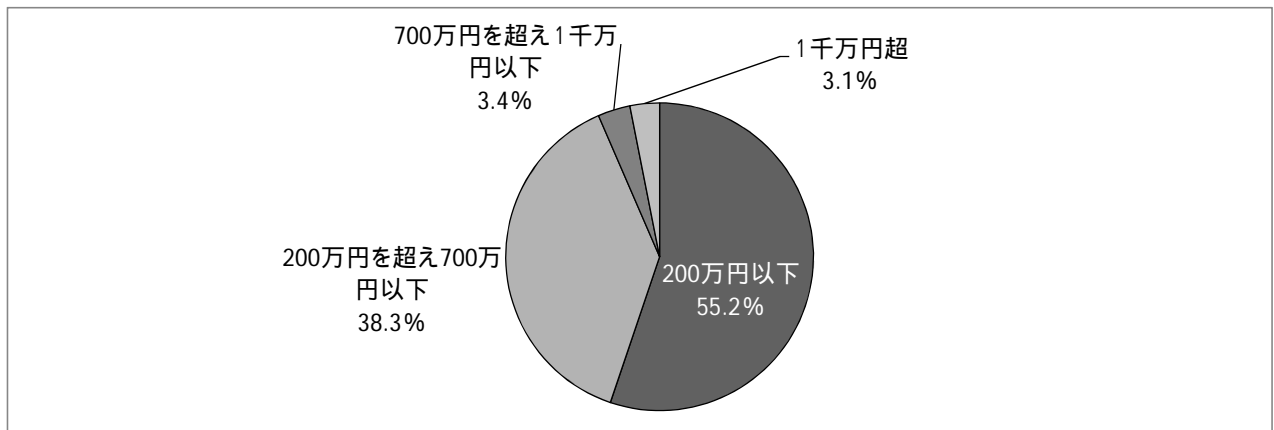
市民税（個人）の課税標準段階別の納税義務者については、200万円以下が55.2%、次いで200～700万円が38.3%となっています。以下、700～1千万円、1千万円超の順になっています。

課税標準とは、総所得金額等から扶養等にかかる所得控除額を差し引いた額で、税率を掛ける対象の額をいいます。

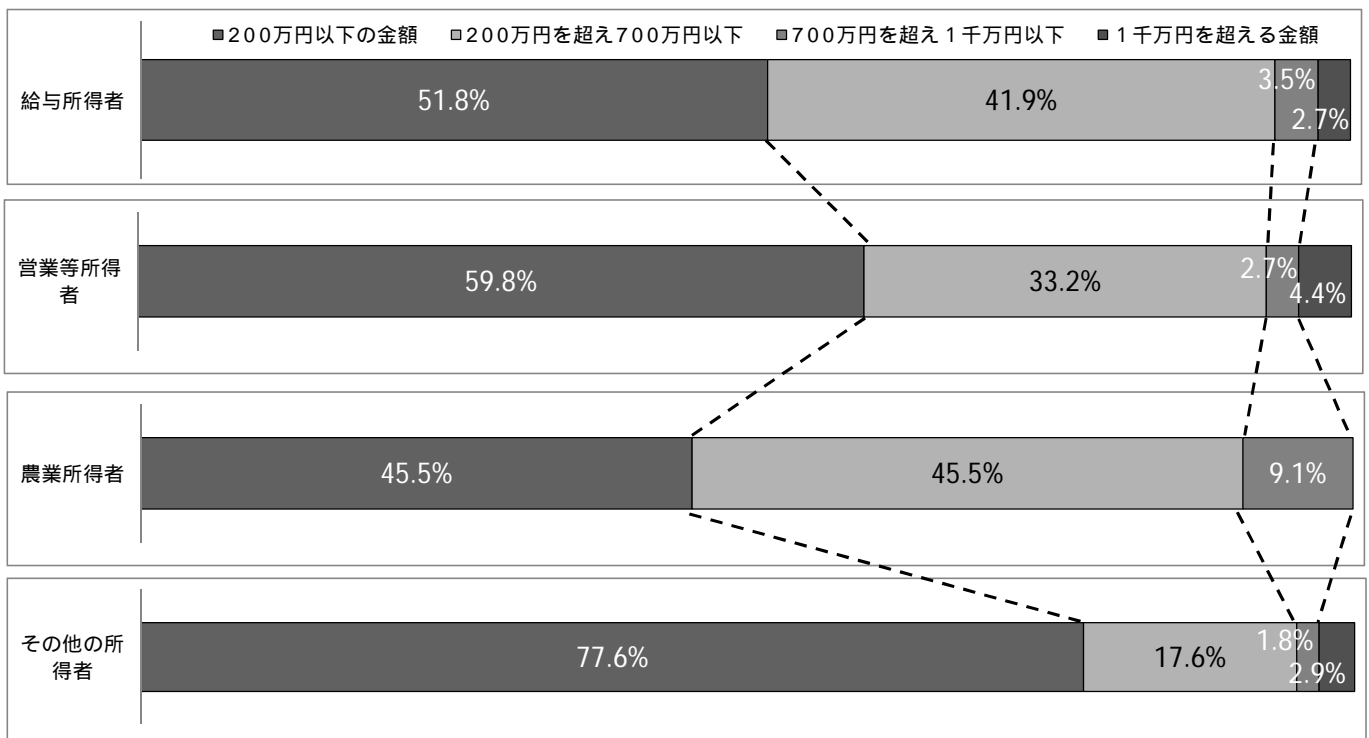


単位：人・%

項目	全体	課税標準 200万円以下	構成比	課税標準200万 円を超え700万 円以下	構成比	課税標準700万 円を超え1千万 円以下	構成比	課税標準 1千万円超	構成比
<b>合計</b>	<b>120,733</b>	<b>66,683</b>	55.2%	<b>46,285</b>	38.3%	<b>4,072</b>	3.4%	<b>3,693</b>	3.1%
給与所得者	98,318	50,914	51.8%	41,184	41.9%	3,473	3.5%	2,747	2.8%
営業等所得者	4,843	2,896	59.8%	1,606	33.2%	129	2.7%	212	4.4%
農業所得者	11	5	45.5%	5	45.5%	1	9.1%	0	0.0%
その他の所得者	15,450	11,996	77.6%	2,714	17.6%	285	1.8%	455	2.9%
分離課税をした者	2,111	872	41.3%	776	36.8%	184	8.7%	279	13.2%
均等割のみ（参考）	(4,532)	-	-	-	-	-	-	-	-



### 所得区別・課税標準段階別の納税義務者の構成比





## ウ. 給与収入段階別の納税義務者等の状況

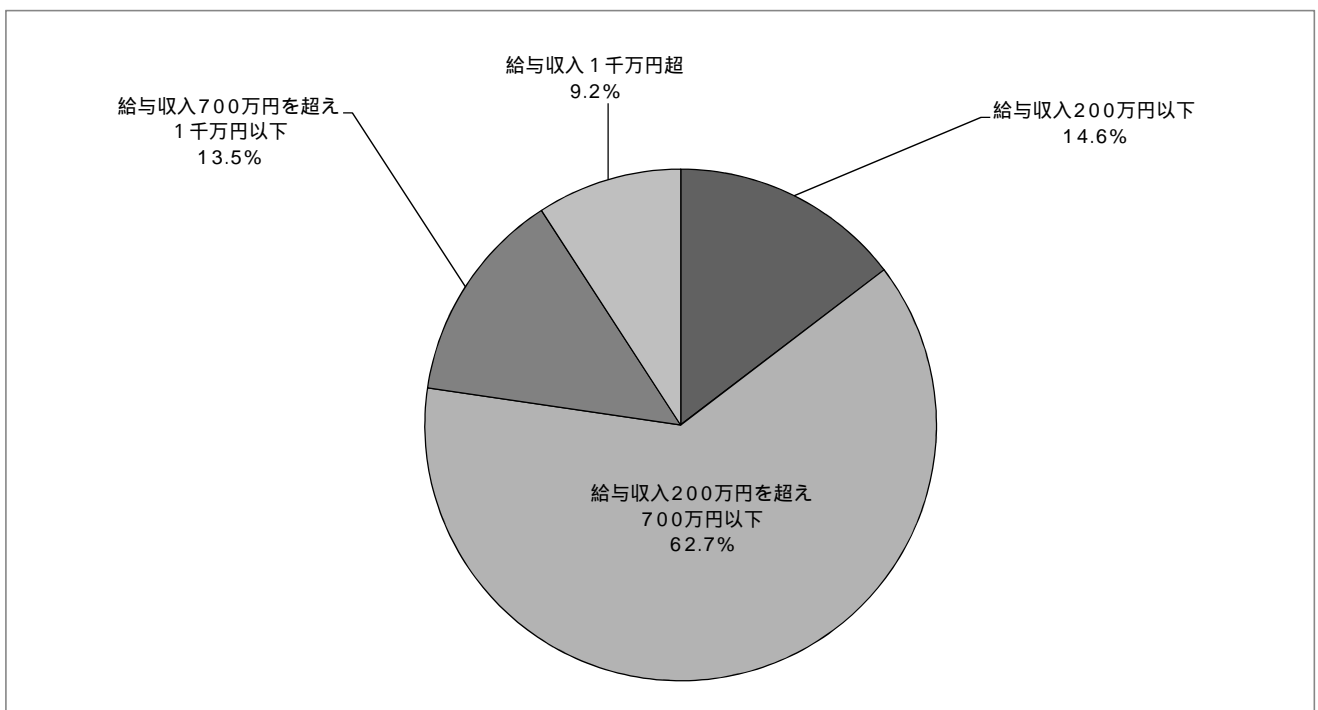
市民税（個人）における納税義務者のうち78.5%を占める給与所得者の給与収入段階別（4区分）の状況は、200万円を超え700万円以下の段階が最も多く、62.7%を占めています。以下、200万円以下、700万円を超え1千万円以下、1千万円超の順となっています。給与収入の総額は200万円を超え700万円以下の段階が最も多く、次いで給与収入1千万円超になっています。

給与収入とは：事業所から支給される金額（給与所得控除を課する前の額。一般的に「年収」のことをいいます。

### 納税義務者の状況

単位：人・百万円

項目	納税義務者数		給与収入総額		（参考） 給与所得金額	
	納税義務者数	構成比	給与収入総額	構成比	給与所得金額	構成比
<b>合計</b>	<b>104,322</b>		<b>546,844</b>		<b>400,311</b>	
給与収入200万円以下	15,261	14.6%	20,096	3.7%	10,429	2.6%
給与収入200万円を超え 700万円以下	65,394	62.7%	269,899	49.4%	182,678	45.6%
給与収入700万円を超え 1千万円以下	14,110	13.5%	116,860	21.4%	88,242	22.0%
給与収入1千万円超	9,557	9.2%	139,990	25.6%	118,961	29.7%





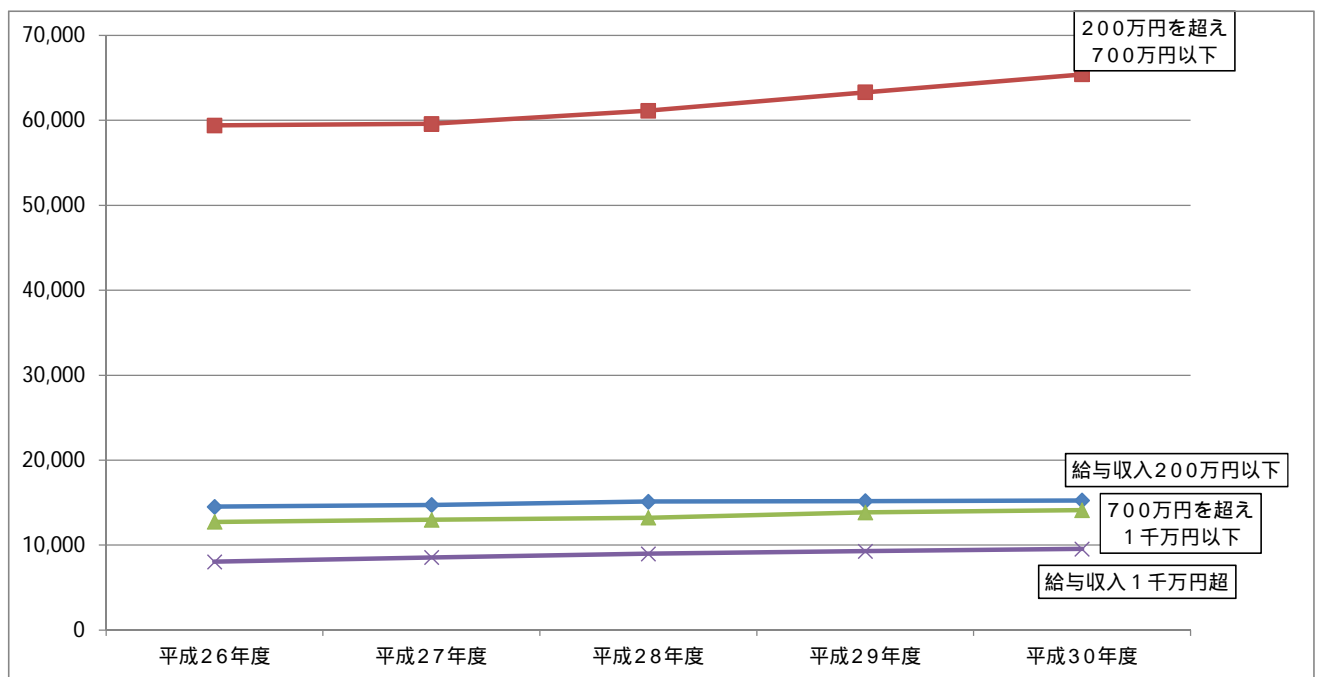
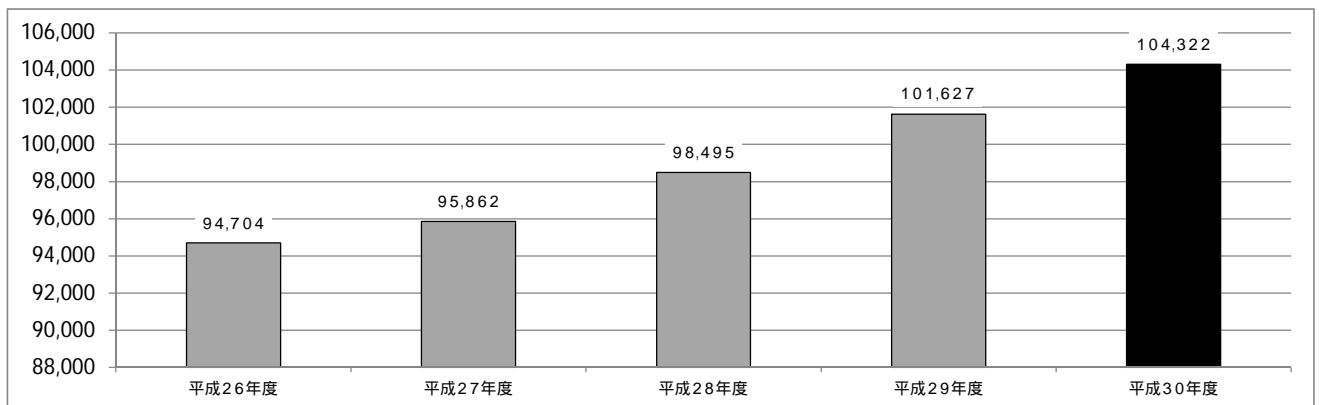
## 工. 給与収入段階別の納税義務者の推移

給与所得者全体の納税義務者数は、増加傾向にあります。給与所得者の給与収入段階別納税義務者数の構成比に大きな変化はありませんが、納税義務者の人数は各給与収入段階で増加しています。各給与収入段階で増加していますが、特に給与収入額では200万円を超え700万円以下が増加しています。

### 納税義務者の状況

単位：人

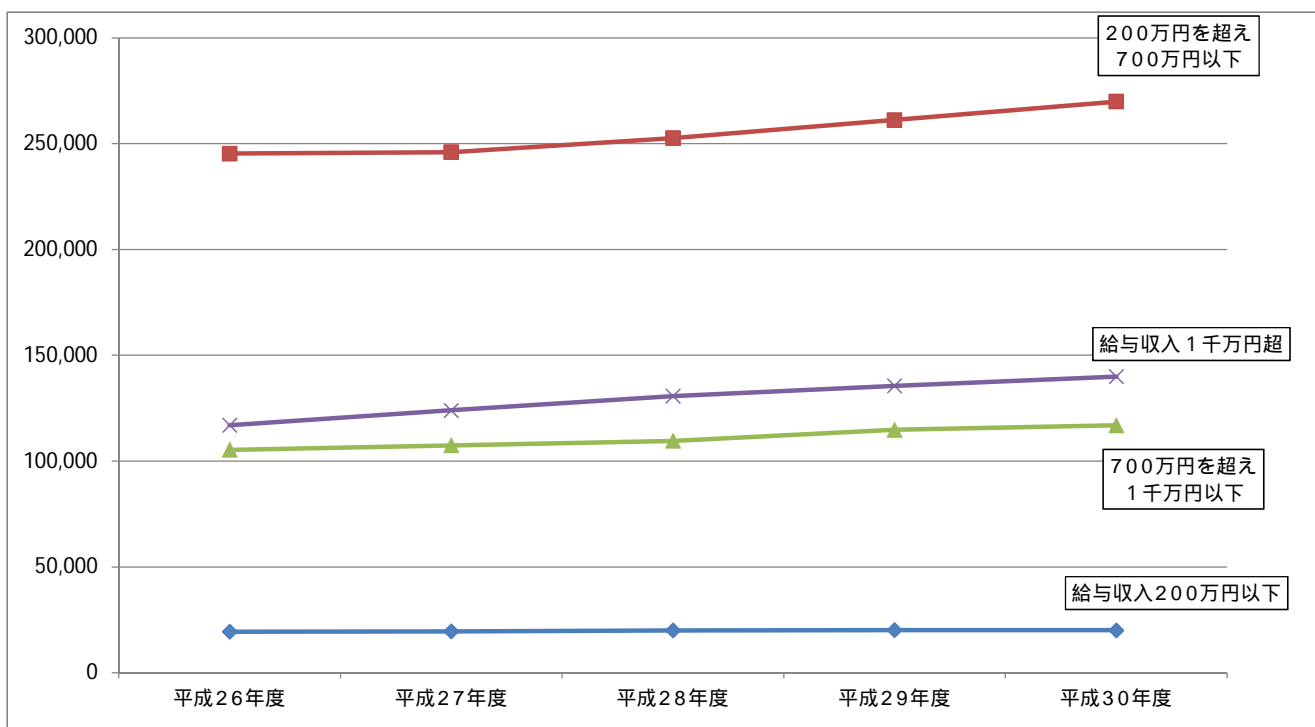
項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<b>合計</b>	<b>94,704</b>	<b>95,862</b>	<b>98,495</b>	<b>101,627</b>	<b>104,322</b>
給与収入200万円以下	14,535	14,728	15,137	15,192	15,261
給与収入200万円を超え700万円以下	59,388	59,583	61,130	63,297	65,394
給与収入700万円を超え1千万円以下	12,739	12,993	13,232	13,854	14,110
給与収入1千万円超	8,042	8,558	8,996	9,284	9,557



給与収入金額の状況

単位：百万円

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<b>合計</b>	487,031	497,088	512,917	531,673	546,844
給与収入200万円以下	19,374	19,589	20,045	20,139	20,096
給与収入200万円を超え 700万円以下	245,344	246,002	252,614	261,216	269,899
給与収入700万円を超え 1千万円以下	105,310	107,461	109,535	114,747	116,860
給与収入1千万円超	117,003	124,035	130,723	135,571	139,990



## オ. 年金収入者の公的年金等収入金額の段階別納税義務者の状況



年金収入者の状況は、200万円以下の段階の納税義務者と200万円を超え500万円以下の段階の納税義務者が97.2%を占めています。500万円超の段階の納税義務者が2.8%となっています。

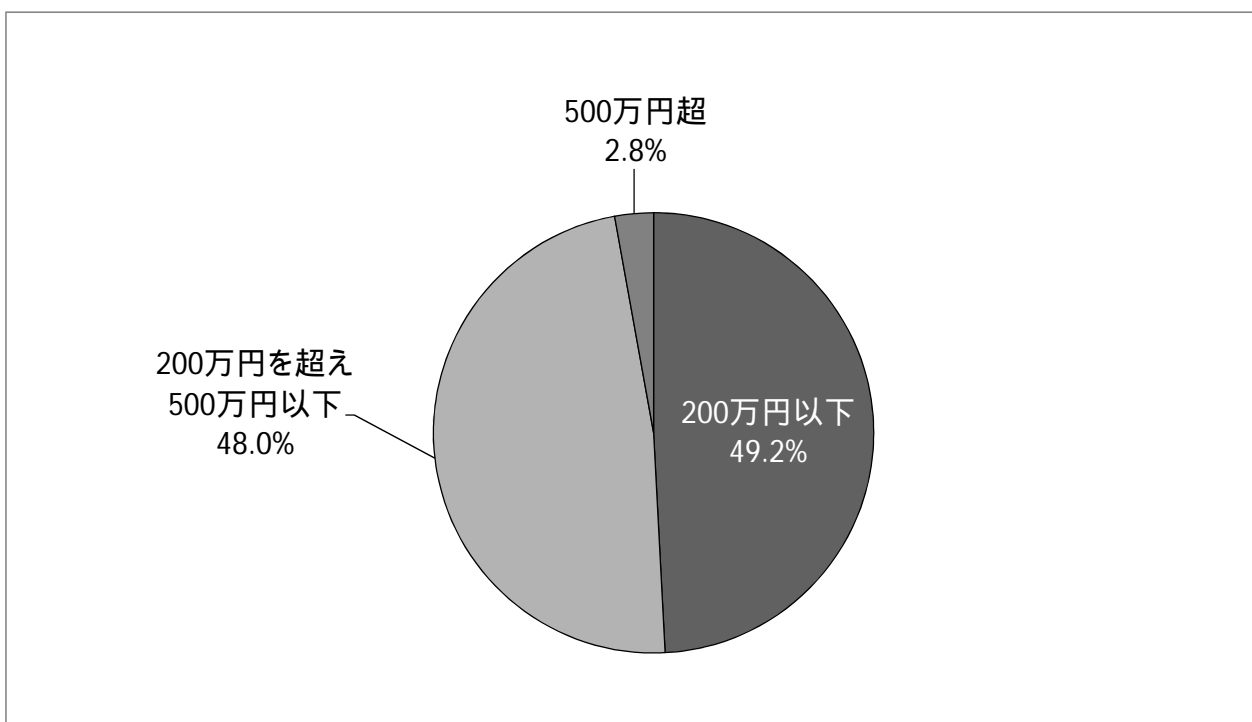
収入金額、雑所得金額では、200万円を超え500万円以下が約70%～80%を占める構成となっています。

公的年金等とは、公的な制度により支給される国民年金，厚生年金，過去の勤務により会社などから支払われる年金などをいいます。

### 納税義務者の状況

単位：人・%・百万円

項目	納税義務者数	構成比	公的年金等に係る収入金額		雑所得金額	
			収入金額	構成比	金額	構成比
<b>合計</b>	<b>23,216</b>		<b>46,899</b>		<b>23,568</b>	
200万円以下	11,415	49.2%	10,572	22.5%	2,030	8.6%
200万円を超え 500万円以下	11,140	48.0%	32,405	69.1%	18,718	79.4%
500万円超	661	2.8%	3,922	8.4%	2,820	12.0%





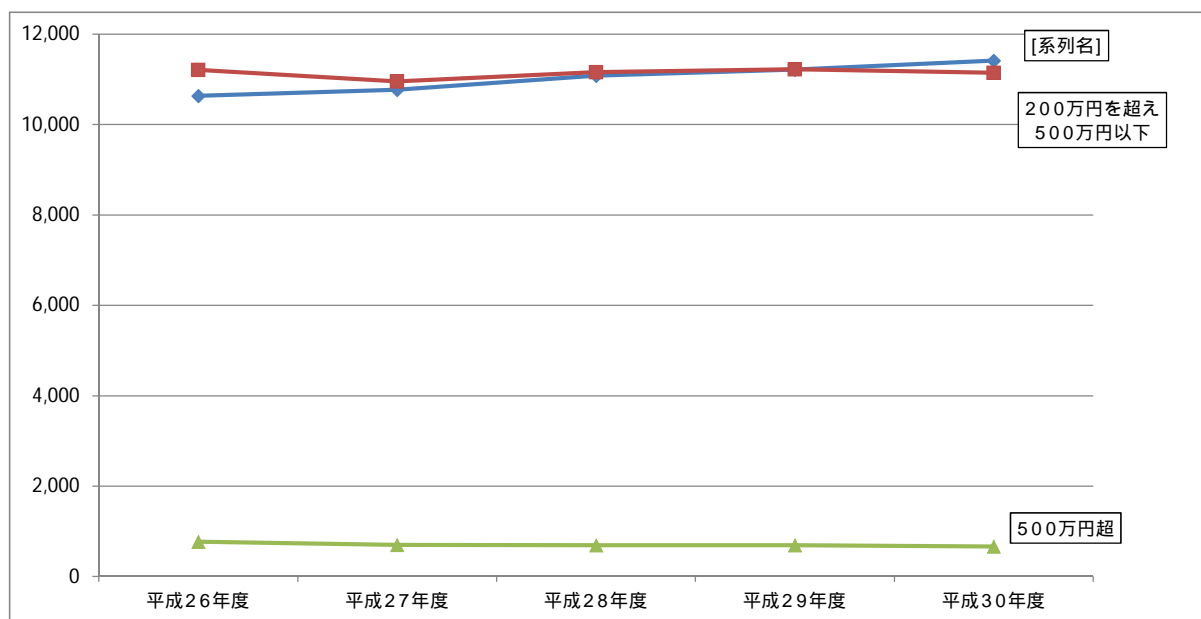
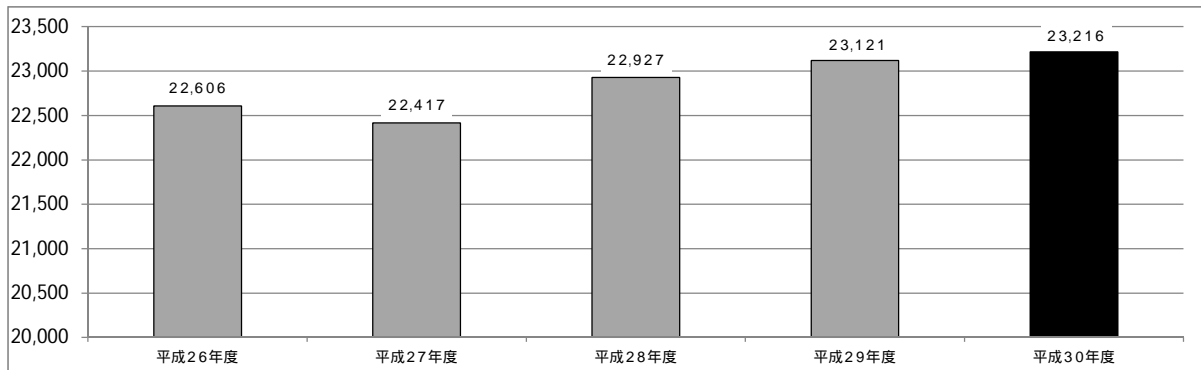
## カ. 年金収入段階別の納税義務者の推移

公的年金収入段階別の納税義務者数の推移では、平成27年度に微減となりましたが、平成28年度からは増加しています。また、年金収入額では、平成29年度まで微増となりましたが、平成30年度は微減しています。

納税義務者の状況

単位：人

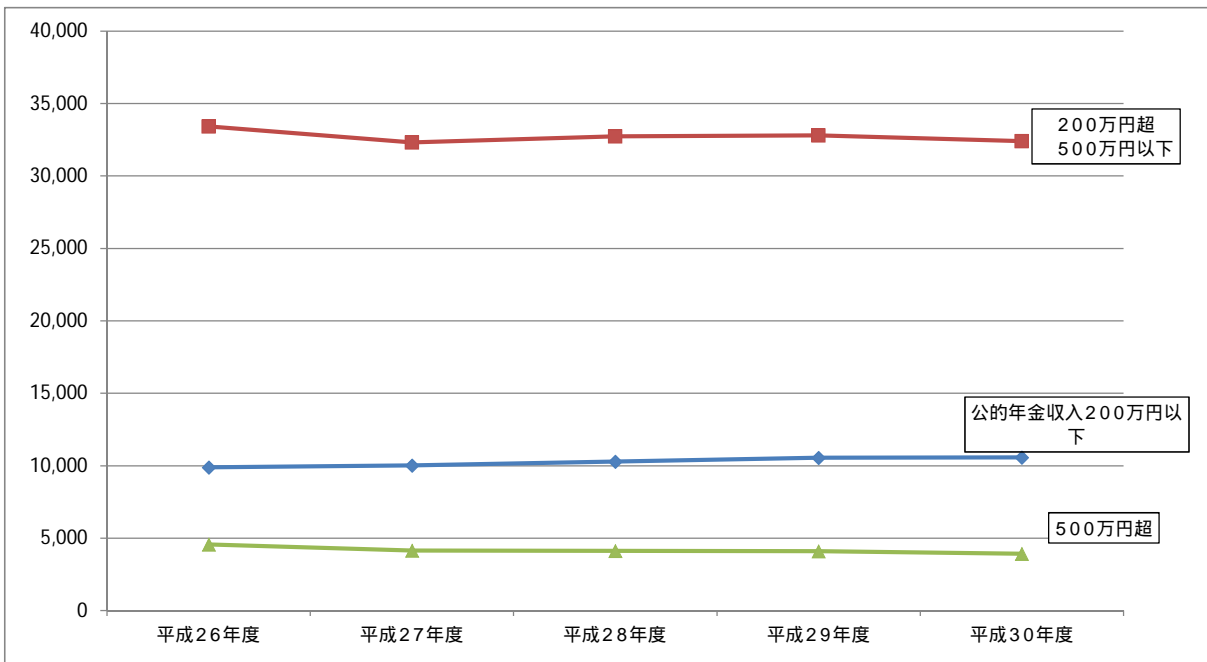
項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<b>合計</b>	<b>22,606</b>	<b>22,417</b>	<b>22,927</b>	<b>23,121</b>	<b>23,216</b>
公的年金収入200万円以下	10,631	10,767	11,080	11,213	11,415
公的年金収入200万円超 500万円以下	11,207	10,954	11,155	11,219	11,140
公的年金収入500万円超	768	696	692	689	661



公的年金収入に係る段階別の収入金額の状況

単位：百万円

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
合計	47,876	46,456	47,115	47,431	46,899
公的年金収入200万円以下	9,891	10,023	10,278	10,542	10,572
公的年金収入200万円超 500万円以下	33,415	32,296	32,716	32,794	32,405
公的年金収入500万円超	4,570	4,137	4,121	4,095	3,922





## キ. 特別徴収の推進状況について

東京都と都内全62区市町村は、納税者の利便性向上と税収の安定した確保の観点から、平成29年度より個人住民税の特別徴収を徹底しております。

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が、毎月、従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を徴収（差し引き）し、従業員に代わって、従業員の住所地の区市町村へ納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税についても給与から差し引きして納めること（特別徴収）が法律等で義務付けられています。

個人情報の適正な管理を徹底するとともに、特別徴収を実施していない事業所が円滑に特別徴収に切替えるための環境づくりのひとつとして、個人情報の取扱いに配慮した圧着式の特別徴収税額決定通知書を送付しております。また、市のホームページで「個人住民税の特別徴収徹底」というページにて、特別徴収徹底の説明や、普通徴収に切り替えられる場合の明確な基準を示し、特別徴収を徹底しています。

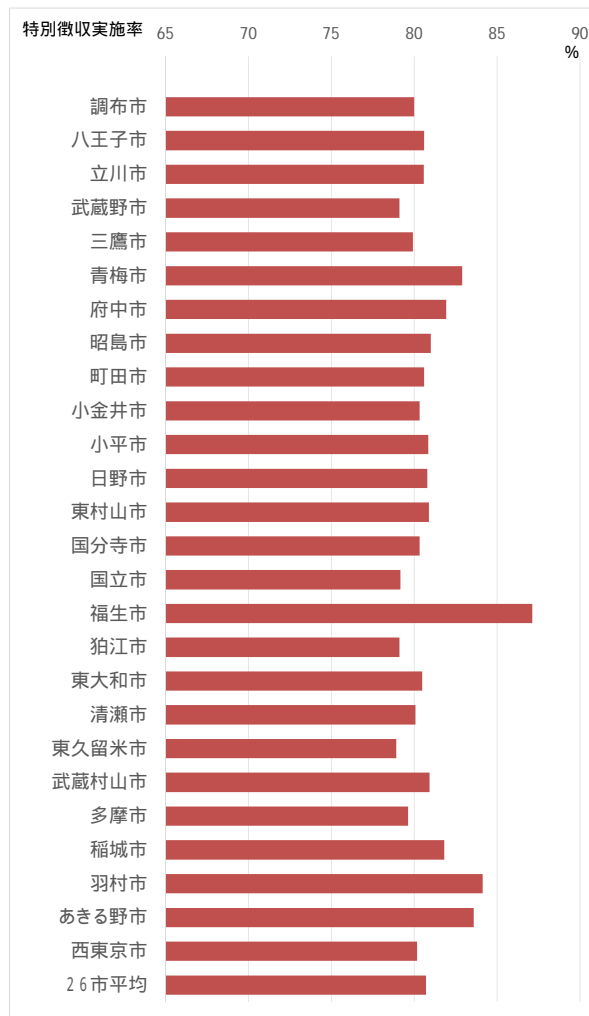
特別徴収実施率（調布市）	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	参考（H30年度）	
						東京都 市町村合計	全国 市町村合計
給与所得のある納税義務者数（A）	94,704	95,862	98,495	101,627	104,322	1,735,731	50,091,778
増減	-	1,158	2,633	3,132	2,695	-	-
増減率	-	1.2	2.7	3.2	2.7	-	-
給与所得からの特別徴収に係る納税義務者数（B）	66,720	69,423	73,244	81,018	83,445	1,400,786	41,831,087
増減	-	2,703	3,821	7,774	2,427	-	-
増減率	-	4.1	5.5	10.6	3.0	-	-
特別徴収実施率（B/A）	70.5	72.4	74.4	79.7	80.0	80.7	83.5

【参考】多摩26市の状況（H30年度）

単位：人，%

自治体名	給与所得のある納税義務者数（A）	給与所得からの特別徴収に係る納税義務者数（B）	特別徴収実施率（B/A）
調布市	104,322	83,445	80.0
八王子市	219,661	177,021	80.6
立川市	77,165	62,175	80.6
武蔵野市	65,360	51,702	79.1
三鷹市	82,457	65,898	79.9
青梅市	53,699	44,511	82.9
府中市	111,080	91,002	81.9
昭島市	46,735	37,853	81.0
町田市	164,513	132,582	80.6
小金井市	53,479	42,959	80.3
小平市	76,658	61,975	80.8
日野市	77,104	62,285	80.8
東村山市	58,856	47,603	80.9
国分寺市	53,490	42,968	80.3
国立市	32,466	25,702	79.2
福生市	24,445	21,296	87.1
狛江市	35,981	28,467	79.1
東大和市	33,179	26,705	80.5
清瀬市	28,122	22,519	80.1
東久留米市	44,863	35,406	78.9
武蔵村山市	27,014	21,860	80.9
多摩市	59,980	47,762	79.6
稲城市	37,628	30,781	81.8
羽村市	23,189	19,510	84.1
あきる野市	30,424	25,430	83.6
西東京市	82,456	66,101	80.2
26市平均	65,551	52,905	80.7

各年度7/1時点の「市町村税課税状況等の調」の数値から算出しています。



単位：人，%

特別徴収義務者（事業主）数の推移	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
特別徴収義務者数	22,177	23,136	24,676	27,651	28,278
増減	-	959	1,540	2,975	627
増減率	-	4.3	6.7	12.1	2.3

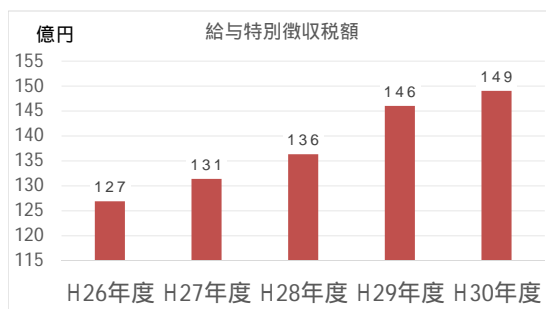
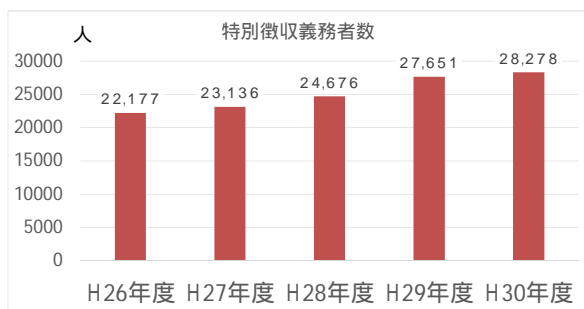


個人住民税PRキャラクター「ぜいきりん」

単位：億円，%

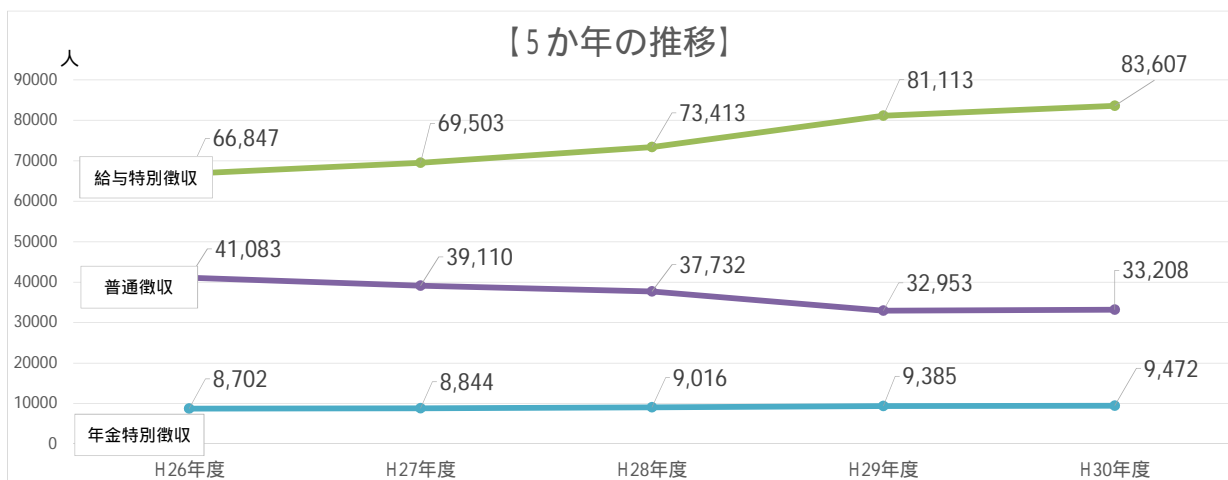
特別徴収税額の推移	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
給与特別徴収税額	127	131	136	146	149
増減	-	4	5	10	3
増減率	-	3.5	3.8	7.1	2.1

各年度7/1時点の「市町村税課税状況等の調」の数値から算出しています。



納付区別の納税義務者の推移（決算時 現年課税分） 単位：人，%

納税義務者の分布状況	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H30年度 構成比
納税義務者数 合計	116,632	117,457	120,161	123,451	126,287	100.0
給与特別徴収	66,847	69,503	73,413	81,113	83,607	66.2
普通徴収	41,083	39,110	37,732	32,953	33,208	26.3
年金特別徴収	8,702	8,844	9,016	9,385	9,472	7.5



圧着式特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）

税額決定通知書は、税の計算根拠となる情報（給与以外の収入や所得の額，控除額，扶養親族数等）が記載されているため，個人情報保護の観点から，平成27年度に送付する特別徴収税額決定通知書より，圧着して内容を秘匿した状態で送付する方式へ変更しました。

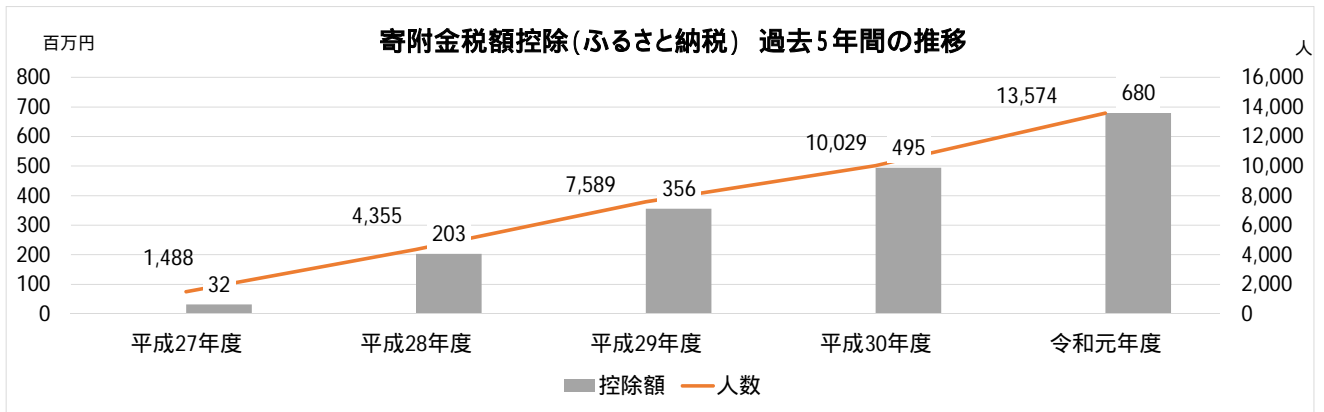


## ク．寄附金税額控除（ふるさと納税）に関する現況について

### 調布市の個人市民税に係る寄附金税額控除と寄附額

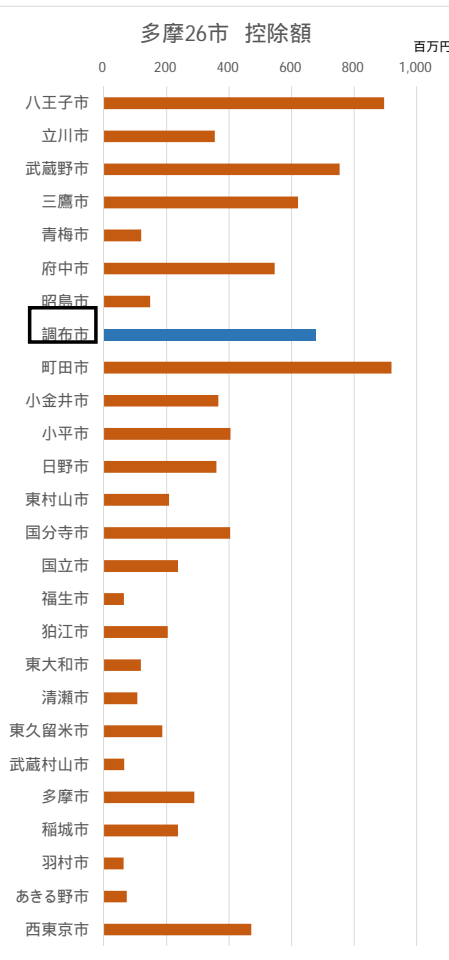
市民の寄附に対する税額控除額（調布市への寄附を含む）			
課税年度	人数	寄附額	控除額
平成27年度	1,488	2億3600万円余	3200万円余
平成28年度	4,355	5億円余	2億300万円余
うちワンストップ特例適用分	1,341	8500万円余	4900万円余
平成29年度	7,589	8億500万円余	3億5600万円余
うちワンストップ特例適用分	2,515	1億7000万円余	9700万円余
平成30年度	10,029	11億1000万円余	4億9500万円余
うちワンストップ特例適用分	3,706	2億5700万円余	1億4800万円余
<b>令和元年度</b>	<b>13,574</b>	<b>15億900万円余</b>	<b>6億8000万円余</b>
うちワンストップ特例適用分	5,448	3億8700万円余	2億2300万円余

各課税年度における寄附の税額控除は、前年1月から12月の寄附に対して行われます。  
 「市町村課税状況等の調べ」（調査基準日は7月1日時点）を基に算出しています。  
 平成28年度課税からワンストップ特例制度は開始されました。



【参考】令和元年度課税 多摩26市 ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況  
 単位：人、百万円

自治体名	人数	寄附金額	控除額 推計値含む
八王子市	19,735	1,995	896
立川市	7,453	795	354
武蔵野市	11,043	1,838	754
三鷹市	11,458	1,431	621
青梅市	3,153	265	119
府中市	12,089	1,186	546
昭島市	3,639	322	147
<b>調布市</b>	<b>13,513</b>	<b>1,502</b>	<b>677</b>
町田市	18,036	2,099	920
小金井市	7,193	820	366
小平市	8,918	888	405
日野市	8,253	782	359
東村山市	5,304	453	208
国分寺市	7,219	929	404
国立市	4,014	570	236
福生市	1,420	144	63
狛江市	4,261	448	203
東大和市	2,746	262	118
清瀬市	2,450	248	107
東久留米市	4,182	410	186
武蔵村山市	1,602	147	65
多摩市	6,412	652	289
稲城市	4,772	520	236
羽村市	1,451	141	62
あきる野市	1,999	159	72
西東京市	9,975	1,034	471
合計	182,290	20,039	8,884



【参考】特別区の状況 単位：人、百万円

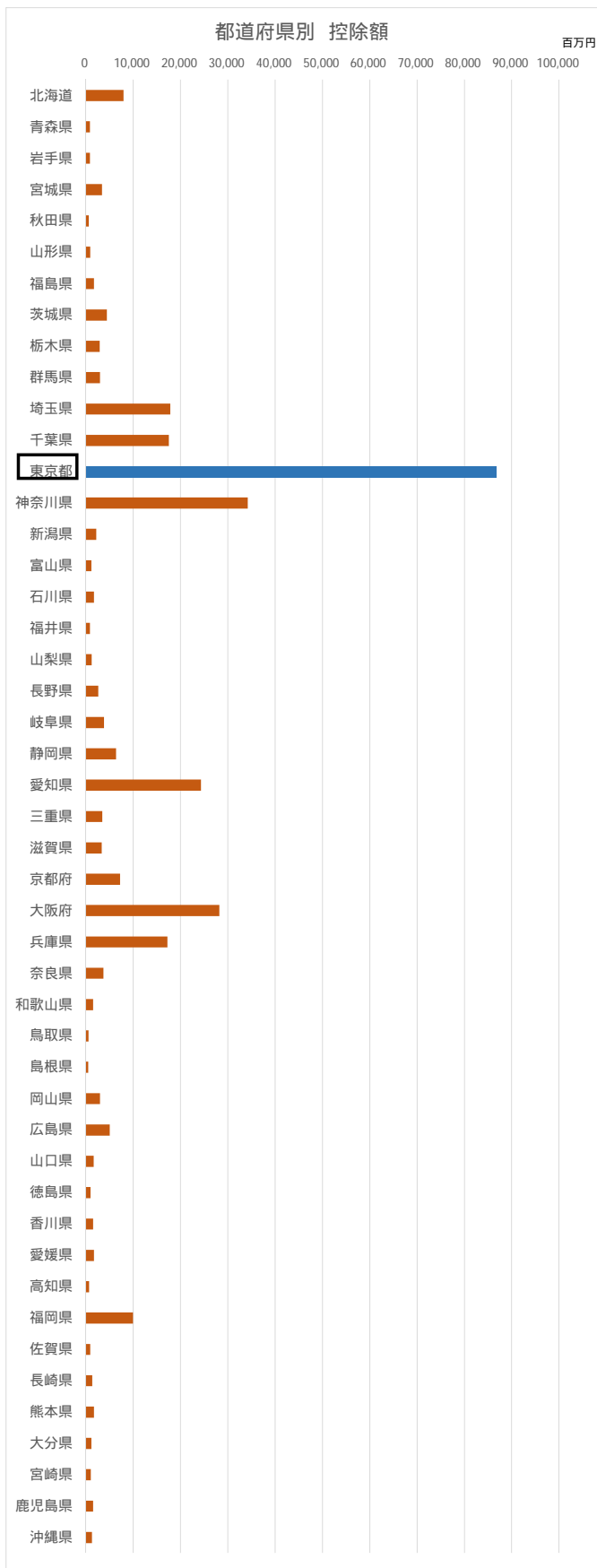
自治体名	人数	寄附金額	控除額 推計値含む
千代田区	9,343	2,717	1,032
中央区	22,820	4,439	1,846
港区	32,001	11,561	4,258
新宿区	29,456	5,214	2,130
文京区	23,791	4,452	1,828
台東区	14,492	1,761	769
墨田区	18,491	1,809	838
江東区	41,901	5,469	2,432
品川区	36,079	5,429	2,306
目黒区	26,208	5,371	2,156
大田区	45,918	6,014	2,573
世田谷区	71,499	13,105	5,341
渋谷区	22,082	6,255	2,335
中野区	22,020	2,716	1,184
杉並区	40,542	5,809	2,461
豊島区	20,809	3,034	1,282
北区	20,430	2,072	951
荒川区	10,823	1,178	525
板橋区	28,357	2,825	1,283
練馬区	41,324	4,965	2,152
足立区	26,654	2,586	1,163
葛飾区	19,076	1,784	807
江戸川区	30,954	3,372	1,454
合計	655,070	103,940	43,105

総務省ホームページ「令和元年度ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）について」（税額控除の実績等）より引用  
 令和元年6月1日時点において、把握している数値の集計となります。寄附額は平成30年1月1日～12月31日までに寄附のあった額となります

【参考】 令和元年度課税 都道府県別 ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況

単位：人，百万円

都道府県名	適用者数	寄附金額	控除額	うち	
				道府県民税分	市町村民税分
北海道	110,931	11,484	7,968	2,235	5,733
青森県	12,519	1,331	857	343	514
岩手県	12,425	1,289	881	353	529
宮城県	44,669	4,725	3,382	852	2,530
秋田県	9,036	894	623	249	374
山形県	13,276	1,366	945	378	567
福島県	22,921	2,469	1,690	676	1,014
茨城県	61,140	5,977	4,458	1,783	2,675
栃木県	36,508	4,492	2,892	1,157	1,735
群馬県	37,874	4,328	3,004	1,202	1,802
埼玉県	239,568	23,909	17,833	6,101	11,731
千葉県	223,340	23,509	17,510	6,373	11,137
東京都	838,875	124,091	86,783	34,743	52,040
神奈川県	416,235	47,264	34,197	8,504	25,692
新潟県	29,670	3,209	2,185	642	1,543
富山県	17,495	1,604	1,155	462	693
石川県	24,327	2,353	1,713	685	1,027
福井県	13,157	1,242	885	354	531
山梨県	14,919	1,736	1,241	496	745
長野県	32,731	4,530	2,586	1,034	1,552
岐阜県	51,624	5,318	3,806	1,523	2,283
静岡県	83,504	8,805	6,370	1,911	4,459
愛知県	291,510	33,496	24,311	7,707	16,605
三重県	47,404	4,758	3,473	1,381	2,092
滋賀県	46,696	4,450	3,330	1,332	1,998
京都府	92,379	9,994	7,227	1,914	5,313
大阪府	366,656	38,909	28,208	8,910	19,298
兵庫県	215,880	24,020	17,238	5,793	11,444
奈良県	48,796	5,082	3,689	1,475	2,213
和歌山県	21,021	2,131	1,505	602	903
鳥取県	8,025	756	529	212	318
島根県	8,487	836	501	200	301
岡山県	43,396	4,277	2,999	861	2,138
広島県	70,200	7,155	5,062	1,444	3,618
山口県	24,031	2,266	1,642	657	984
徳島県	13,617	1,410	1,006	402	603
香川県	20,383	2,052	1,505	602	903
愛媛県	21,772	2,424	1,689	676	1,013
高知県	9,595	920	653	261	392
福岡県	132,329	13,837	9,967	2,662	7,305
佐賀県	14,270	1,308	928	371	557
長崎県	18,564	1,907	1,355	542	813
熊本県	22,861	2,477	1,704	436	1,268
大分県	15,905	1,697	1,186	474	711
宮崎県	14,149	1,447	1,009	404	605
鹿児島県	19,670	2,272	1,511	604	907
沖縄県	17,387	1,835	1,288	516	772
合計	3,951,727	457,640	326,478	112,497	213,981



総務省ホームページ「令和元年度ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）について」（税額控除の実績等）より引用  
令和元年6月1日時点において、把握している数値の集計となります。寄附額は平成30年1月1日～12月31日までに寄附のあった額となります

## ケ．ふるさと納税制度の見直しについて

ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるためとして、平成31年度税制改正において、ふるさと納税制度の見直しがおこなわれました。

### 1 見直し後の制度の基本的枠組み

(1) ふるさと納税の対象となる地方公共団体については、総務大臣が地方財政審議会の意見を聴取したうえで、次の基準に適合する団体を指定することになりました。

- ア 寄付金の募集を適正に実施する地方公共団体
- イ アの地方公共団体で、返礼品を送付する場合には、次のいずれも満たす地方公共団体
  - 返礼品は地場産品とすること
  - 返礼品の返礼割合は3割以下とすること

(2) この見直しは、令和元年6月1日以後に支出された寄附金について適用されます。

(3) 同日以降、指定対象外の地方公共団体に対して支出した寄附金は、寄附金税額控除の基本控除の対象となりますが、ふるさと納税（特例控除）及びふるさと納税ワンストップ特例制度の対象にはなりません。

### 2 総務大臣の指定状況

総務大臣は、令和元年5月14日、ふるさと納税の対象となる地方公共団体を下の表のように指定しました。

東京都を除く全団体から指定の申出書が提出される中、平成30年11月1日から平成31年3月31日までの間、「返礼割合3割超」又は「地場産品以外」の返礼品を提供することで寄附金を受け入れていた団体については、その状況により不指定や対象期間の短縮の措置がとられました。

区分	都道府県	市町村	合計
令和元年6月1日以降ふるさと納税の対象となる団体数	46	1,737	1,783
うち令和2年9月30日まで（1年4ヶ月間）の指定団体数	46	1,694	1,740
うち令和元年9月30日まで（4ヶ月間）の指定団体数	0	43	43
ふるさと納税の対象とならない団体数	1	4	5
合計	47	1,741	1,788

令和元年5月14日付け総務省報道発表資料より



## (2) 市民税（法人）

市民税（法人）における納税義務者は、平成30年度において総数6,283法人で、産業分類別では第三次産業が4,947法人で最も多く、次いで第二次産業1,287法人となっています。

5年間の状況では、第三次産業に区分される法人数が増加傾向にあります。

また、課税額及び1法人当たり課税額についても、第三次産業が最も多くなっており、減少傾向が続く中、平成29年度は増に転じましたが、平成30年度は大幅な減となりました。

法人には、法人格を有しない団体も含まれています。

### 産業分類の内訳

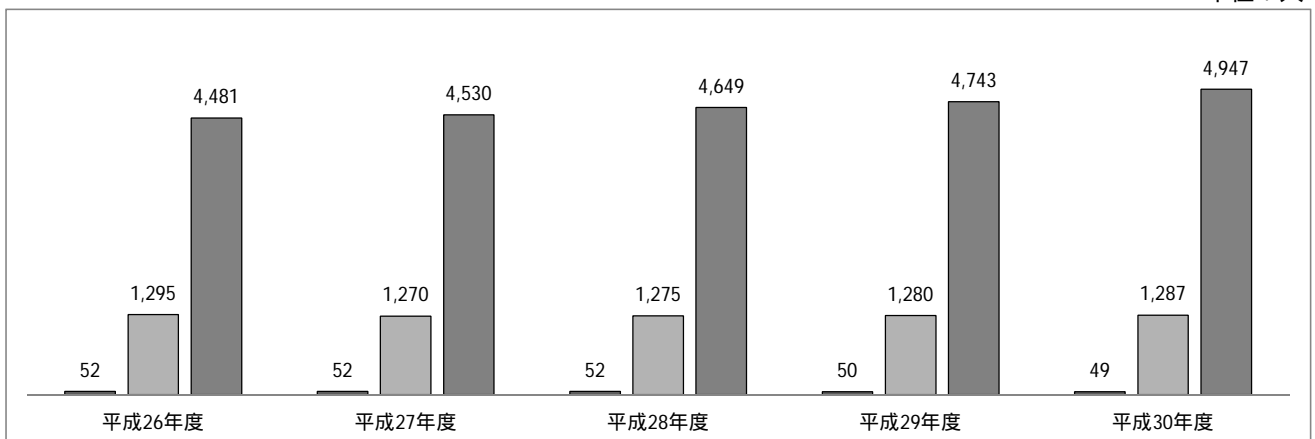
- 第1次産業： 農業・林業・漁業
- 第2次産業： 鉱業・建設業・製造業
- 第3次産業： 電気・ガス・情報通信業・運輸業・卸売業・小売業・金融業・保険業・不動産業・飲食業・医療・福祉・サービス業など

### 産業分類別の納税義務者数の状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
第一次産業	納税義務者数	52	52	52	50	49
	課税額（百万円）	8	7	6	7	6
	1法人当たり課税額(千円)	148	127	123	133	129
第二次産業	納税義務者数	1,295	1,270	1,275	1,280	1,287
	課税額（百万円）	796	440	508	497	551
	1法人当たり課税額(千円)	615	346	399	388	428
第三次産業	納税義務者数	4,481	4,530	4,649	4,743	4,947
	課税額（百万円）	6,074	5,880	3,628	3,991	1,980
	1法人当たり課税額(千円)	1,355	1,298	780	842	400
合 計	納税義務者数	5,828	5,852	5,976	6,073	6,283
	課税額（百万円）	6,877	6,327	4,142	4,495	2,537
	1法人当たり課税額(千円)	1,180	1,081	693	740	404

### 【5か年の推移】

単位：人

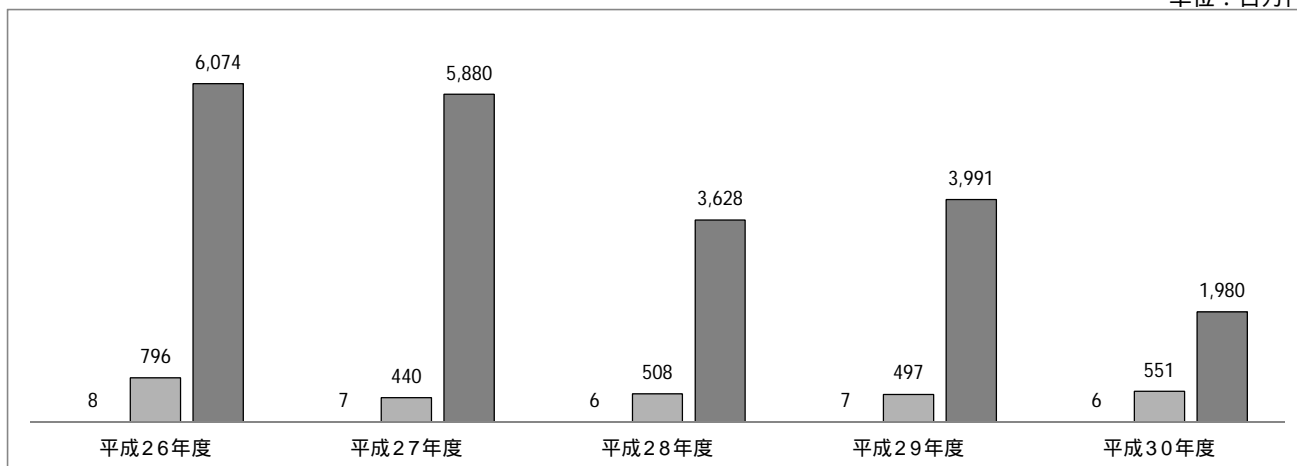


## 課税額の状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
第一次産業	課税額（百万円）	8	7	6	7	6
第二次産業	課税額（百万円）	796	440	508	497	551
第三次産業	課税額（百万円）	6,074	5,880	3,628	3,991	1,980

### 【5か年の推移】

単位：百万円



## 1法人当たりの課税額の状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
第一次産業	1法人当たり課税額（千円）	148	127	123	133	129
第二次産業	1法人当たり課税額（千円）	615	346	399	388	428
第三次産業	1法人当たり課税額（千円）	1,355	1,298	780	842	400

### 【5か年の推移】

単位：千円

